「コロナ社会」での必要な医療提供を継続するための
「地域医療機関等への機能継続交付金」の創設を求める請願

令和２年８月１２日

岐阜県議会
議長　森 正弘 殿

岐阜県保険医協会
会長　竹田智雄
岐阜市吉野町 6-14 大樹生命岐阜駅前ビル 6F
TEL058-267-0711/FAX058-267-0712

紹介議員　中川 ゆう子 ㊞

拝啓　日夜、地域住民の生命と健康、暮らしを守るためにご努力されておられることに心より敬意を表します。

私ども岐阜県保険医協会は、県内で開業する医師・歯科医師１，７００人で構成し、保険医の生活と権利を守り、国民医療の充実と向上をはかる目的で活動しております。

さて、新型コロナウイルス感染拡大の中でも、県内の医科・歯科医療機関は、患者さんと医療従事者の感染防止に最大限の注意を払いながら、日常診療を続けています。

政府の令和２年度２次補正予算では、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」が拡充され、「患者と接する医療従事者等への慰労金支給」「医療機関等における感染拡大防止等の支援」が措置されました。

しかし、この間の患者減による減収の補填は含まれておらず、感染拡大防止策を取りながら日常診療を継続していくには十分ではありません。さらなる感染拡大が続く中、患者・住民への医療提供、健康確保の役割を継続して発揮していくためにも、すべての医科・歯科医療機関に対する給付金等の支援策が必要です。

岐阜県保険医協会が４月末から５月中旬にかけて行った緊急アンケートでは、医科・歯科ともに約９割の医療機関で、前年４月に比べて患者数が減少しました。保険診療収入が「３０％以上減収」となっている医療機関は医科で２割、歯科は３割に及んでいます。多くの医療機関が経営に破綻を来しかねない状況です。新規開業の医療機関では、融資の返済や家賃、人件費など固定費の負担が重くのしかかっています。

羽島市では【別掲】の「地域医療機関等への機能継続交付金」が８月より実施されることとなっており、「今後も第２波、第３波が想定される『コロナ社会』での必要な医療提供を継続するため、医療機関等（103 施設、一律 10 万円又は７万円）での院内感染拡大防止等を支援」するとされております。

貴自治体におかれましても陳情主旨をご理解いただき、貴自治体の制度としても実施いただくよう、議会においてご理解ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

失礼ながら先ず陳情文書および資料を送付させていただきますので、ご審議のほどお願い申し上げます。また、陳情内容の審査結果がどうであったかについて、お知らせいただけると幸いに存じます。

なお、本件に関するお問い合わせは、下記事務局までお願い致します。

敬具

岐阜県保険医協会　政策部担当事務局　山田
岐阜市吉野町 6-14　大樹生命岐阜駅前ビル 6F
TEL058-267-0711　FAX058-267-0712

令和2年7月21日

新型コロナウイルス感染症対策（市独自策等）の概要

1 予備費充用・7月専決予算（案）の概要

「コロナ社会」withコロナでの事業継続等支援、地域経済循環・消費喚起、機能継続支援、拡大防止策等として、

Ⅰ　コロナ禍において、各種融資を活用し、事業継続に取り組む「市内中小企業者等への事業継続等支援事業」、
Ⅱ　小売店等を中心とした地域経済循環・消費喚起を促す「プレミアム付商品券等の発行」、
Ⅲ　夏季登校時（7/21~31）における保護者の負担軽減として、「給食費無償化を実施」、
Ⅳ　第2波、第3波を想定した必要な医療を提供する「地域医療機関等への機能継続の支援」、
Ⅴ　「学びの保障」に併せた、教員用「デジタル教科書」配備によるGIGAスクール構想の更なる加速、
Ⅵ　「児童生徒等の安心・安全に配慮した環境構築」等の感染症の拡大防止への対応、
Ⅶ　特別支援学校の臨時休業により生じた「代替サービス等を利用した場合の利用者負担軽減」、「減収事業者の支援」
Ⅷ　「職場環境のリモート化加速」のため、サテライトオフィス等の環境整備

等に関し、補正予算を編成。

2 予備費充用・7月専決予算の規模

① **予備費　204万4千円**　② **7月専決予算（案）　4億7,294万9千円**

3 主な事業

Ⅰ　市内中小企業者等への事業継続等支援事業　5,280万円

（1）新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症の影響で、ｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄ保証等の融資を受けている者のうち、売上高が20%以上減少している者を対象に、感染拡大防止等を実施し、事業の継続に取り組む市内事業者へ支援。

〈内　容〉一律５万円（融資制度活用・売上高20%以上減の事業主からの申請を受け、審査後、決定・支給）

（2）国の制度を活用した雇用主の更なる負担軽減のため、「雇用調整助成金を受給した事業主」や「解雇等を行う事業主」に県・市で併せて上乗せ。

Ⅱ　羽島市スーパープレミアム付商品券等発行事業　2億4,830万円

（1）新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症の影響で売上が減少した市内小売店等を中心とした地域経済循環・消費喚起を促すため、プレミアム率約4割の商品券を発行。

〈内　容〉10,000円分商品券（7,000円で購入）
1,000円券10枚ｾｯﾄ（①じもと応援券×5枚、②共通券×5枚）

（2）新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症の影響で中止となった敬老会事業（80歳以上）や祝金交付事業（満75歳、80歳、90歳、99歳）の代替として、各対象者に商品券を送付。

Ⅲ　夏季登校時における給食費無償化事業　2,033万6千円

新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症の影響で夏季登校（7/21~31）を余儀なくされ、当初想定していない給食提供に係る保護者の負担軽減とし、当該期間の給食費を「無償化」。

Ⅳ　地域医療機関等への機能継続交付金事業　955万円

今後も第2波、第3波が想定される「コロナ社会」での必要な医療提供を継続するため、医療機関等(103施設、一律10万円又は7万円)での院内感染拡大防止等を支援。

他　ひとり親世帯臨時特別給付金（全額国費）　7,304万8千円
国勢調査感染症対策（全額国費）　23万6千円

Ⅴ　GIGAスクール構想の更なる加速　136万円

「学びの保障」に併せた、教員用「デジタル教科書」配備によるGIGAスクール構想の更なる加速を実施。

Ⅵ　感染症の拡大防止への対応　5,421万5千円

（1）児童生徒等の安心・安全に配慮した環境構築　2,414万1千円
① 全小中学校で手洗い場の手洗いレバー設置や非接触型体温計を常備、各学校の環境に応じて、サーキュレーター、空気清浄機等を設置
② 定期健康診断での学校医が必要とする防護服等の物資調達
③ 学校施設における共有箇所（手すり等）の消毒作業補助　ほか

（2）市内保育所等における安心・安全に配慮した環境構築　1,163万9千円

（3）コロナ禍における災害等に対応した指定避難所等の環境整備　1,743万5千円

（4）事業者（ﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰ等）支援のための物資調達　100万円

Ⅶ　特別支援学校の臨時休業等への対応　1,310万7千円

特別支援学校の臨時休業等に伴って生じた放課後等デイサービスに係る追加的及び代替サービスを利用した場合の利用者負担の補助、休業要請解除後も障害児通所支援事業所の継続利用が可能となるよう休業した事業所への支援。

Ⅷ　職場環境のリモート化加速事業　204万1千円

感染拡大の防止を目的としたリモートニーズの高まりや職員の柔軟な勤務体制の拡充を図るため、サテライトオフィス、WEB会議システム環境を整備。

地域医療機関等への機能継続交付金

①　事業概要

新型コロナウイルス感染症の高い感染リスクに加え、今後も第２波、第３波が想定される「コロナ社会」での必要な医療提供を継続していただくため、医療機関・薬局等での院内感染拡大防止等を支援することを目的に交付金を支給

②　事業スキーム・検討事項

【対象者】市内に所在する医科・歯科診療所、助産所、訪問看護ステーション、薬局
（全103施設）

【交付額】１施設あたり10万円：医科・歯科診療所、助産所、訪問看護ステーション
１施設あたり　7万円：薬局

【スケジュール】① 8月中旬頃までに要綱を整備
② 8月下旬頃から申請書発送・受付・順次交付

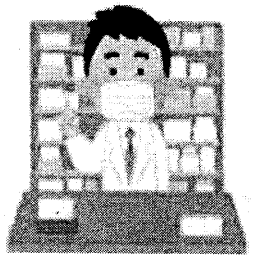

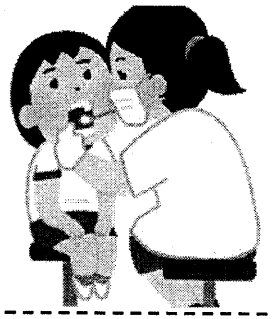

③　事業規模・財源

・予算額　9,550千円
（医療機関　100,000円×78施設＝　7,800,000円）
（薬局　　70,000円×25施設＝　1,750,000円）

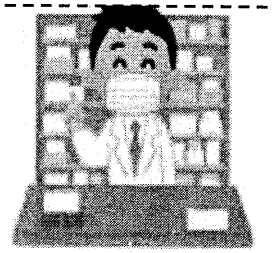

羽島市地域医療機関等機能継続交付金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）附則第１条の２に規定する新型コロナウイルス感染症の高い感染リスクを負いながら、地域で求められる医療の提供を継続する医療機関等（以下「医療機関等」という。）に対し、院内感染拡大防止等を支援するため、羽島市地域医療機関等機能継続交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（交付対象医療機関等）

第２条　交付金の交付対象とする医療機関等は、令和２年５月２５日時点において羽島市内に開設している医科診療所、歯科診療所、助産所、訪問看護ステーション及び薬局とし、医科診療所及び歯科診療所においては保険医療機関、薬局においては保険薬局、訪問看護ステーションにおいては指定訪問看護事業者に限るものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、交付の対象としない。

⑴　申請を行う日において廃止している者

⑵　医療提供に用いる設備を現に有していないこと等により継続的に医療を提供することができないと市長が認める者

（交付金の額）

第３条　交付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を交付する。

⑴　医科診療所、歯科診療所、助産所、訪問看護ステーション　１事業所につき、１０万円

⑵　薬局　１事業所につき、７万円

（交付申請等）

第４条　交付金の交付を受けようとする医療機関等（以下「申請者」という。）は、令和３年１月３１日までに、羽島市地域医療機関等機能継続交付金交付申請書兼請求書（別記第１号様式）により、市長に申請及び請求をしなければならない。

（交付の決定等）

第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付

金を交付することを決定したときは、羽島市地域医療機関等機能継続交付金交付決定通知書（別記第２号様式）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による審査の結果、交付金を交付することが不適切と認めたときは、速やかに申請者に理由を付して、羽島市地域医療機関等機能継続交付金不交付決定通知書（別記第３号様式）により通知しなければならない。

３　交付金の交付は、申請者が指定する金融機関の預金口座に振り込むことにより行うものとする。

４　交付金の交付は、１事業所当たり１回を限度とする。

（交付金の返還）

第６条　市長は、偽りその他不正な手段により交付金を受けた者に対し、前条第１項の規定による交付の決定を取り消し、交付金の全部又は一部を返還させることができる。

附　則

この告示は、令和２年８月３日から施行する。